

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県教育委員会
○ 学校教育法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則
- 福島県教育センター組織規則の一部を改正する規則
- 福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則
- 福島県立中学校学則の一部を改正する規則
- 福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 福島県指導不適切認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県自然の家組織規則の一部を改正する規則
- 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定により設置者の定める額を定める件の一部を改正する件

福島県教育委員会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和二十九年福島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 中学校（第十七条）」を「第三章 中学校（第十七条）
第三章の二 義務教育学校（第十七条の）
に改める。

（一）

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 義務教育学校

（準用規定）

第十七条の二 第十五条の規定は、義務教育学校にこれを準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（職 員 課）

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「中学校」の下に「若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（高校教育課）

福島県教育センター組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第九号

福島県教育センター組織規則の一部を改正する規則

福島県教育センター組織規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号(8)を削り、同号(9)中「(8)」を「(7)」に改め、同号(9)を同号(8)とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則（平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一学校を除く教育機関の項中「博物館（福博） 郡山自然の家（郡自）」を「博物館（福博）」に改め、同表県立学校の項中「会津学鳳中学校（会学中）」を「会津学鳳中学校（会学中）」に改め、同表未来学園中学校（ふ未学中）」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十一号

福島県立中学校学則の一部を改正する規則

福島県立中学校学則（平成十八年福島県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「小学校」の下に「若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校」を加える。

第十一条中「中学校」の下に「若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（高校教育課）

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十二号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改め、同条第六号中「小学校」の下に「及び義務教育学校前期課程」を加え、「及び中学校」を「並びに中学校及び義務教育学校後期課程」に改め、同条第七号中「中学校」の下に「及び義務教育学校」を加え、同条第九号及び第十一号中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県指導不適切認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十三号

福島県指導不適切認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則

福島県指導不適切認定の手続等に関する規則（平成二十年福島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第五項及び第六項」を「第二十五条第五項及び第六項」に改める。

第二条第一項中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第三条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第四条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十五条の二第四項」を「第二十五条第四項」に改める。

第五条中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（職員課）

福島県自然の家組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十四号

福島県自然の家組織規則の一部を改正する規則

福島県自然の家組織規則（平成二十一年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「福島県いわき海浜自然の家を除く」を「福島県会津自然の家に限る」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第2号

教 育 庁
教育委員会の所管に属する教育機関

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日

福島県教育委員会
福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成元年福島県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限」を削り、同条中「及び第八条の五」を削り、「職員」の下に「及び障がいがある職員」を加え、「並びに深夜勤務及び超過勤務の制限」を削る。

第十条の次に次の一条を加える。

（深夜勤務及び超過勤務の制限の手続）

第十条の二 勤務時間条例第八条の五の規定による育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限に関する手続については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（職員課）

福島県教育委員会告示第一号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定により設置者の定める額を定める件（平成十九年福島県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十六日

福島県教育委員会

二中「（生活保護世帯に属する生徒を除く。）」を削り、三の3中「千四百六十円」を「千七百五十円」に改める。

三中「生活保護世帯」を「小学部又は中学部で生活保護世帯」に改め、三の3中「千四百六十円」を「千七百五十円」に改める。

（健康教育課）